

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長年培ってきた「モノづくり」への取り組みを強化し、経営のスピードアップと質の向上に取り組んでいます。当社の事業分野は、「商品」と「デバイス」の開発、生産、販売とその範囲が明瞭で、かつ相互の関連性と専門性が高いため、事業に精通した取締役がお互いに意見交換することにより、迅速かつ確かな意思決定ができ、また、互いの経営責任を明確にして、相互に監督することにより監督機能も高まると考えています。

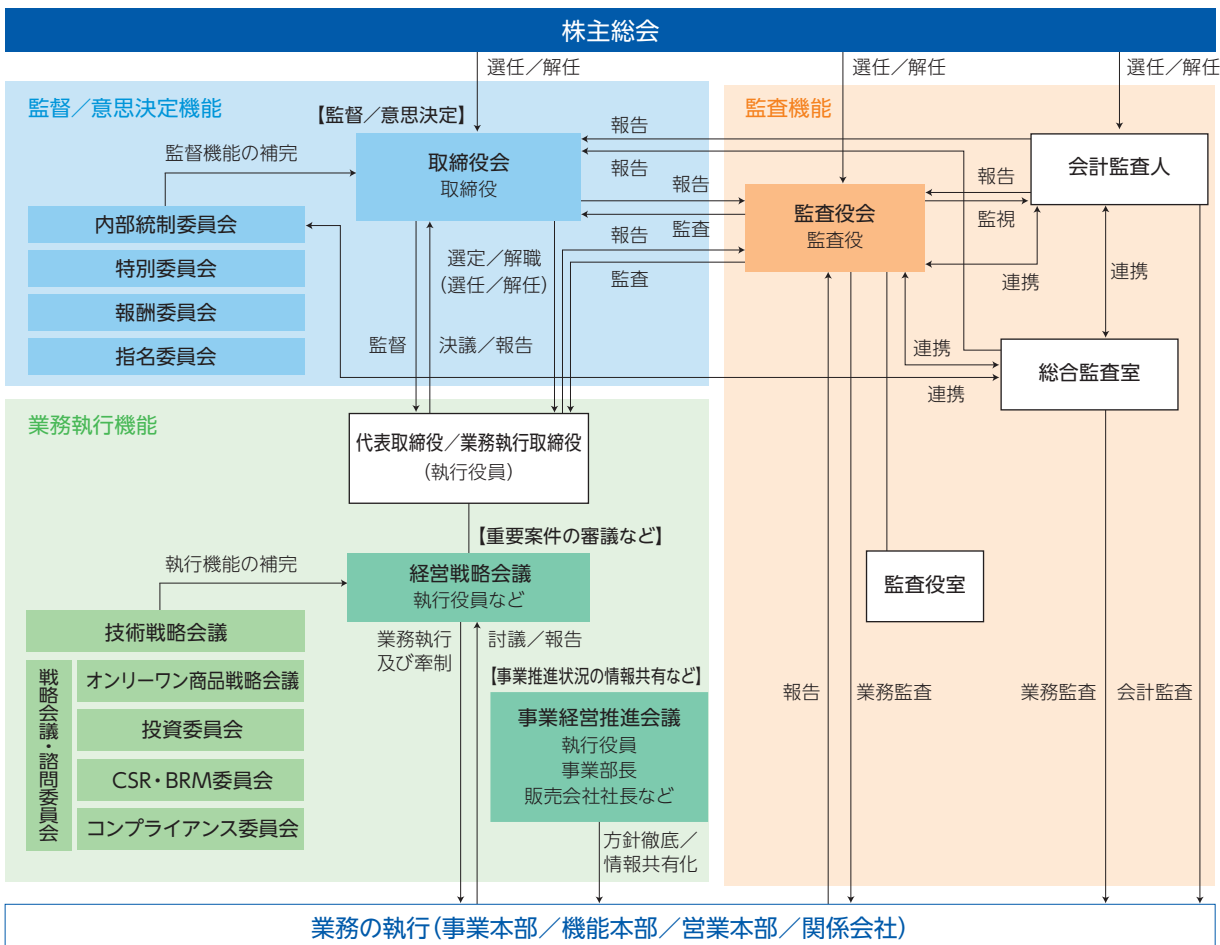
これに加え、さらなる株主重視、企業の社会的責任の観点から、経営の「透明性」「客観性」「健全性」を保ち、的確な経営の実現に向け、広く社会・経済環境、当社の将来方向などに関し、コンプライアンスを含めた国際的・多

面的な視点を持った社外取締役を選任し、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督機能を強化しています。業務執行については、執行役員制度の導入により、迅速かつ効率的な業務執行を着実に遂行できる体制を構築しています。

これらにより、経営と「モノづくり」の現場が一体となり、事業拡充を進めることができる現在の取締役、監査役制度を一層強化しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきます。

情報開示と透明性については、株主、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーへの迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めていきます。

当社のコーポレート・ガバナンス体制 (2012年6月26日現在)



コーポレート・ガバナンス体制の状況

取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しており、原則毎月開催しています。また、経営の機動性及び柔軟性の向上と事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年にしています。

取締役会の諮問機関として、内部統制委員会を設置し、内部統制及び内部監査に関する基本方針・整備・運用の状況などを審議し、必要な事項を取締役に報告または付議しています。そのほか、指名委員会及び報酬委員会を設置しています。

また、取締役会の意思決定や取締役の職務執行の監督機能を強化するため、社外取締役を選任し、社外取締役は指名委員会や報酬委員会、買収防衛策における特別委員会の委員に就任しています。さらに、執行役員制度を導入し、迅速かつ効率的な業務執行を行うとともに、最適人数による取締役機能の最大化を図っています。

取締役会のほかに、全社的な経営及び業務運営に関する重要事項について討議・報告する機関として経営戦略会議を設置し、原則月2回開催し、経営の迅速な意思確認を行っています。

監査役会は4名の監査役で構成され、うち3名が独立性の高い社外監査役です。各監査役は、代表取締役、取締役、執行役員及び会計監査人、さらには内部監査部門長などと定期的に意見交換を行い、業務執行の適法化・適正化・効率化に努めています。

役員報酬について

月額報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額(取締役：月額6,000万円以内、監査役：月額650万円以内)の範囲内において決定します。各取締役の月額報酬は、業績、リスクの大きさなどを斟酌して、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、各監査役の月額報酬は、監査役の協議により決定します。

賞与については、定時株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの支給総額について承認を得た上で、各取締役の賞与額は、個人の営業成績や貢献度を斟酌して、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、各監査役の賞与額は、監査役の協議により決定します。

なお、退職慰労金については、取締役及び監査役ともに2008年6月24日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって廃止しました。

社外役員に関する情報 (2012年6月26日現在)

区分	氏名	期待される役割	重要な兼職の状況
社外取締役	伊藤 邦雄	大学における会計学、経営学、コーポレート・ガバナンス論などの長年に亘る研究及び異なる事業分野の企業の社外役員の経験などに基づく知見により、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督などを行うこと	一橋大学大学院商学研究科 教授 曙ブレーキ工業株式会社 社外取締役 三菱商事株式会社 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役
社外取締役	加藤 誠	長年に亘り総合商社の業務及び経営に携わった経験を活かした幅広い見地から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督などを行うこと	—
社外監査役	平山 信次	当事業分野とは異なる金融業界での長年の経験を活かした幅広い見地から、当社の業務執行に対する適法性、適正性を監査すること	—
社外監査役	夏住 要一郎	企業法務の弁護士としての豊富な経験から、当社の業務執行に対する適法性、適正性を監査すること	弁護士 太陽工業株式会社 社外監査役 新家工業株式会社 社外監査役
社外監査役	奥村 萬壽雄	警察関係での要職を歴任した経験を活かした客観的な視点に基づき、当社の業務執行に対する適法性、適正性を監査すること	財団法人全日本交通安全協会 理事長 株式会社テレビ朝日 社外監査役

(注) 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める独立役員に指定しています。

2012年3月期における役員報酬等

役員区分	報酬等の総額
取締役(社外取締役を除く)	439百万円
監査役(社外監査役を除く)	28百万円
社外役員(社外取締役2名及び社外監査役4名)	71百万円

(注) 1. 上記金額には、2011年6月23日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名への2012年3月期分の報酬等を含んでいます。
2. 2012年3月期においては、役員賞与は支給していません。
3. 報酬等の額が1億円以上である者はいません。

内部統制システムの整備

当社は、2006年5月に「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針」を取締役会で決議し(2012年4月に一部改定)、これらに基づき内部統制システムの整備・運用に取り組んでいます。取締役会の諮問機関である内部統制委員会では、内部統制及び内部監査に関する基本方針や内部統制システム関連諸施策の整備・運用の状況などを審議し、必要な事項を取締役会に報告または付議しています。また、全社的に内部統制を推進する部門が、執行部門の内部統制を統轄しその推進に取り組むとともに、内部監査部門である総合監査室が、業務執行の適正性及び経営の妥当性、効率性などの監査を通じて、業務改善の具体的な提言を行い、内部統制の充実を図っています。

グループ全体のコンプライアンスについては、企業の行動原則として「シャープグループ企業行動憲章」、全役員及び従業員の行動規範として「シャープ行動規範」を制定しており、Webでの掲載や職位別の研修を通じて、その遵守を徹底しています。また、コンプライアンス基本規程に基づいてコンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンス推進体制を整備するとともに、「コンプライアンス・ガイドブック」の全従業員への配布と、それに基づく研修を実施し、コンプライアンス違反の防止を徹底しています。

リスク管理については、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応するために、「ビジネスリスクマネジメント要綱」を定め、当社グループのリスクの予防とその迅速な対応を図っています。

当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)について

当社は、当社グループのように製造業を営む企業が、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるためには、中長期的な視点により先端技術や製造技術を自社内で開発、活用し、また、この間に顧客、取引先、従業員などのステークホルダーとの良好な協力関係を構築することが必要不可欠と考えています。

また、当社グループの買収を企図した大量買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えていますが、企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすものや、株式の売却を強要するおそれがあるなどの不適切な買付行為を行う者は、当社を支配する者としては適切ではないと考え、このような買付行為に対しては、相当の対抗措置を発動することも必要であると考えています。

そこで、当社は、そのような買付行為を未然に防止することを目的に、事前警告型の買収防衛策「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)*」を導入しています。

このプランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とするような当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して、十分な情報提供と評価期間を要請することにより株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのルールを定めています。大量買付行為を行おうとする者が守るべきルールを守らない場合、またはルールを守ってもその買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断される場合には、当社取締役会が、当社経営陣から独立した3名以上の委員で構成される特別委員会の助言・勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を決定することとしています。

このプランは、2011年6月23日開催の第117期定時株主総会において、その継続について承認され、その有効期間は、2014年6月30日までに開催される第120期定時株主総会終結の時までとなっています。

* プランの詳細は下記のホームページでご覧いただけます。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2011/110427-1.pdf>
また、特別委員会委員の氏名・略歴は、下記のホームページでご覧いただけます。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2011/110623-1.pdf>